

共同性を有する者及び一団の土地の定義

「和光市まちづくり条例関係」

和光市建設部建築課

共同性を有する者及び一団の土地の定義

この資料は、和光市まちづくり条例における共同性を有する者及び一団の土地の定義を公にするものである。

共同性を有する者の定義

共同性を有する者とは、実質的に同一事業者と認められる次のものをいう。

- 1 会社名は相異なるが、代表者が同一又は、配偶者など
- 2 同役員とする法人（監査役等、1割程度の同一性は除く）

一団の土地の定義

一団の土地とは、一体利用がなされていた土地又は、申請前過去1年以内に所有者が同一の場合。

一団の土地における開発行為等の適用事例（条例第16条、第48条の2）

- 1 同一の設計者、工事施工者により一団の土地においての区画割、造成工事を行うこと。
- 2 一団の土地を購入後に数回に分けて開発、建築行為等を行う場合。別事業者も不可。
- 3 一団の土地に新設された公共施設（道路等）を利用した開発行為等

